

令和2年度第1回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	令和2年9月25日(金) 午前10時～午後0時15分
開催場所	徳島市役所6階 工事入札室
出席者	委員会 多田正孝委員長、尾野薫委員、谷口英一委員、則包光徳委員、疋田光伯委員 徳島市及び 土木政策課長、上下水道局工事検査監、上下水道局次長兼総務課長ほか関係各 上下水道局 課・事務局職員
審議案件	一般競争入札(総合評価方式含む) 5件 指名競争入札 5件 随意契約 0件 合計 10件

議事概要

委 員 会	徳 島 市
<p>議事前の協議等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の異動の報告(鈴木亜佐美委員、竹村文宏委員、成行義文委員:退任、尾野薫委員、谷口英一委員、則包光徳委員:就任)</li> <li>委員長の互選(多田委員に決定)</li> <li>委員長代理の指定(疋田委員を指定)</li> </ul>	
<p>入札・契約手続等の運用状況等について</p>	
<p>◇一般的に、一般競争入札の参加資格は細かく示しているが、指名競争入札の場合は、「地区内の以下の等級の業者のうち」とある。当該地区内に指名業者以外の業者はいませんか。</p> <p>◇落札業者を除く全ての業者が辞退すると競争にならないですね。</p> <p>◇業者から見積りを徴収して予定価格を設定したときに、その金額(予定価格)以下では入札できず辞退する業者もいるのではないですか。</p> <p>◇辞退や欠席の理由は聞くのですか。</p>	<p>◆土木一式、建築一式に関しては、地域ごと及び発注金額によるランクごとに指名しています。地区内には指名していない業者もいますが、登録業者のうち、指名要望書を提出している業者を指名しています。</p> <p>◆電子入札の仕組み上、他の業者が入札したのか、辞退したのか、入札金額がいくらかという結果は、開札するまで市も指名業者もわからないため、「競争性が働いている」と判断し、1者のみ入札でも有効としています。ただし、一般競争入札において、「入札参加者が1者のみとなった場合には入札を中止する」と公告文に記載している案件はあります。</p> <p>◆担当課において、複数の業者から見積りを徴収し、単価を積み上げて設計し、予定価格を決めています。積算が適正でなければ不調に終わる場合もあります。</p> <p>◆電子入札であるため、辞退ボタンを押せば辞退とな</p>

<p>◇最低制限価格が、落札後に決定していることに違和感があります。最低制限価格は品質保持と労働環境の維持で決まるはずのものと思いますが。</p> <p>◇入札・契約手続等に何か変更はありましたか。</p>	<p>り、何もせず、開札日時を過ぎれば自動的に欠席となります。辞退理由については、不調が続けば担当課を通じて聞くことはありますが、入札の段階で、全てに理由を聞いているわけではありません。</p> <p>◆予定価格が上限で、最低制限価格が下限となり、その間で最も低い金額を入札した業者が落札となります。本市は、予定価格は事前公表とし、最低制限価格は変動制を採用しているため、事後にわかります。一方、最低制限価格を固定している自治体もありますが、それでは入札額がその金額に集中し、くじ引きで落札というケースが増えます。本市は各業者の入札金額によって最低制限価格が変動し、開札するまでわからないようにしています。しかし、入札金額が低すぎて失格になり、高い入札金額の業者が落札するケースが発生します。</p> <p>◆昨年度から今年度、来年度に向けて変更はありません。指名競争入札は1千万円未満、一般競争入札は1千万円以上、総合評価方式は5千万円以上です。</p>
---	--

審議1 <指名競争入札> 徳島市民病院職員用駐車場ブロック塀改修工事

(病院局総務管理課)

<p>◇最低制限価格より入札金額が下回っていますが。</p> <p>◇辞退理由ですが、辞退ボタンを押し、その次に5項目ぐらい辞退理由を選択できるようにしておけば、集計結果を今後の入札に活用できるのではないですか。</p> <p>◇内訳明細書で、解体工事費が100万円の業者もいれば30万円の業者もあり、そんなに変わらないはずだと思いますが。</p> <p>◇契約書において、消費税額と契約保証金額を強調しているのはなぜですか。</p>	<p>◆税込みか税抜きかの違いです。税抜きの最低制限価格は3,261,200円で、入札金額(税抜き)は3,470,000円で落札となっています。</p> <p>◆本市の電子入札システムは、徳島県の電子入札システムを共同利用しており、仕様も決まっています。辞退理由を個別に業者に聞くことはあります。今後、不調や辞退が続くようであれば、その傾向や対策を探っていきたいと考えています。</p> <p>◆入札金額の参考として、平成27年から内訳明細書の添付を義務付けています。業者によって解釈や計上の仕方が違うと考えられます。内訳明細書の額が担当課の積算と大きく異なるからといって失格になることはありません。</p> <p>◆消費税額については、免税業者の場合は、印を押しません。また、契約保証金額は1割以上となっているため、金額が確定した後、我々が印を押しています。最初から印字できない部分が、強調されて見えるのだと思います。</p>
---	--

<p>審議2 &lt;一般競争入札・総合評価方式&gt; 四国横断自動車道周辺対策事業米津東3号線(干拓橋替) 橋梁架設工事</p> <p style="text-align: right;">(広域道整備課)</p>	
<p>◇入札が1者だけですが、どうしてですか。</p> <p>◇工事成績評定点が0点ですが、これはなぜですか。</p> <p>◇工事の品質などは大丈夫ですか。</p> <p>◇1回目のときは、中空床版橋の施工実績を参加条件に採用しているのに、2回目の入札で除いた理由は何ですか。</p> <p>◇共同企業体としても参加できるのですか。</p>	<p>◆入札に至った経緯を説明しますと、まず、市内にこの工事ができる業者はいませんので、市外業者を対象としています。この案件は実は2回目の入札であり、1回目の入札を行った際は参加者がおらず、中止した案件です。1回目は、「プレストレストコンクリート構造物の総合評定値が1,200点以上で、ポストテンション方式中空床版橋の新設又は架替」の元請けとしての実績を求めましたが、入札者がありませんでした。2回目では、1,200点をなくし、中空床版橋もなくし、参加条件を緩和しました。その結果、1者だけが参加しました。プレストレストコンクリート工事という特殊な工事の割に金額の小さい工事だったので、規模の大きい業者が参加しなかったのではないかと分析しています。</p> <p>◆配置予定技術者の工事成績評定点が65点未満であり、工事成績評定点が65点未満の場合は、評価点を0点とするためです。</p> <p>◆総合評価の点数は0点かもしれませんが、会社として工事の安全性は担保されていると考えています。</p> <p>◆今回の工事は、ポストテンション方式の実績が一番重要であり、中空床版橋の実績の重要性は劣ると判断しました。工事自体は中空床版橋ではありますが、参加資格の実績としては求めないこととしました。</p> <p>◆この案件は単独としての入札参加資格です。実績として、「共同企業体の代表者としての元請実績があるならば認める」ということです。</p>
<p>審議3 &lt;一般競争入札&gt; 芝原1棟外壁改修工事</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p>	
<p>◇内訳明細書を検証したいとき、発注者側が作成した内訳明細書と見比べないと内容を判断しづらいのですが。</p>	<p>◆次回から、入札監視委員会の審議資料に発注者側が作成した内訳明細書も添付します。</p>
<p>審議4 &lt;指名競争入札&gt; 出来島北本線側溝改良工事</p> <p style="text-align: right;">(道路建設課)</p>	
<p>◇欠席が2者ありますが、もし、全て辞退としたら、どうなりますか。</p>	<p>◆「欠席」は、辞退ボタンを押さずにそのまま入札期限を経過した場合ですが、扱いは「辞退」と同じです。この案件は、地区が中心部で、規模が大きい業者が多く、工事価格が低いと辞退する傾向があり、</p>

<p>◇内訳明細書で「一般管理費等」で調整して、入札金額に数字を合わせているように見えますが。</p> <p>◇理由はどうあれ1者しか入札がなかった場合、予定価格近くで落札すると、どこかおかしい所があるのではないかと思われてしまいます。</p> <p>◇指名するときに、この業者で競争が成り立つと思って指名しているはずですが、辞退などの事情が推測できるのならば、競争が成り立つように指名すべきではないのですか。</p> <p>◇工事実績があることを参加資格としていますが、実績が無い業者は永遠に参加できないのですか。</p>	<p>結果的に1者のみの入札になっています。電子入札システムで、他の業者も入札してくるという前提のもと、個々に判断して入札するなり、辞退するなりしていますので、「競争性は働いている」と判断しており、有効な入札です。</p> <p>◆予定価格を事前公表していることの弊害かもしれませんが、入札価格から内訳明細書の額を調整しているかもしれません。なお、国土交通省は予定価格の事後公表を推進しており、その理由の一つは、業者の積算能力を高めることです。</p> <p>◆今後、入札制度を検証・見直ししていく中で、競争性がさらに働くような方法を考えていきたいと思えます。</p> <p>◆指名には、地区や発注金額で指名業者を決めるルールがあります。今後、辞退などが続けば競争性が働いていないと判断せざるを得ないので、今後の対応を考えなければいけません、まだ今のところは、そこまでは至っておりません。</p> <p>◆指名競争入札では実績を求めませんが、一般競争入札で特殊な専門性の高い工事は実績を求めています。まず、下請けから実績作りをしてもらって、下請け実績でも参加できるように参加資格の緩和をしています。</p>
--	---

審議5 <指名競争入札> 富田幼稚園ブロック塀等安全対策工事

(教育委員会総務課)

<p>◇指名理由として、「地域性を優先させ、徳島市内で」とあります。実際に落札したのは、本社が三好市の業者ではないのですか。</p> <p>◇この工事は、完成しているのですか。</p> <p>◇工事の変更部分は、ありましたか。</p> <p>◇今回の抽出事案全てにおいて、変更等がありますか。</p> <p>◇内訳明細書で合計約800万円のうち、「フェンス設置工事」の項目が400万円と半分を占めていますが、この「フェンス設置工事」を約217万円で下請けに出していますか。</p>	<p>◆建設業法上の主たる営業所は徳島市内にあると届け出されています。</p> <p>◆完成しています。</p> <p>◆工事個所を一部取りやめた変更があり、67万1千円の減額となっています。</p> <p>◆全てにおいて変更契約書を審議資料としてご用意できていませんが、特に土木工事に関しては、変更することが多く、変更はあったと考えていただいといます。</p> <p>◆失格判断基準を適用するのは総合評価方式の場合であり、この工事については適用しません。内訳明細書のどの項目に金額を振り分けるかは、業者に</p>
--	---

<p>す。失格判断基準の規定によると「他の業者より金額が低すぎる場合は失格にする」とあります。逆に高すぎる場合は、別の項目で帳尻合わせをしているのではないかと見受けられますが。</p>	<p>よって異なる場合もあります。今回の工事であれば、どの部分を下請けに任しているのか分からないので一概に比較は難しいです。</p> <p>工事内容全てを下請けに出すことは禁止しており、不適切なことがあれば監督員を通じて指導しています。</p>
<p>審議6 &lt;指名競争入札&gt; LED 景観整備事業（富田橋）設計業務  <span style="float: right;">（まちづくり推進課）</span></p>	
<p>◇指名理由について、「市内及び市外のコンサルタント業者のうち、受託実績、技術者の状況等を考慮して選定」とあります。この条件に当てはまればどの業者でも良いのですか。</p> <p>◇内訳明細書について、「打合せ協議」の項目が、落札した業者はその他の業者と比較した際、著しく高く、トータルでは一番低いのでどこかの項目で調整していると思われる。これでは他者との比較ができず内訳明細書をもっている意味がないのではないですか。</p> <p>◇この業務に関しては辞退が少ないため、入札方式が機能しているが、別の業務では辞退が多く、結果1者入札となった案件もあります。その違いはどういったところなのか。</p>	<p>◆あらかじめ指名名簿を作成しており、その名簿から指名しています。また、市内・市外とありますが、1者だけ、要綱に基づいて準市内業者として扱っている業者があるため、このような表現にしています。</p> <p>◆どの項目に充てていくのかは業者の判断となり、積算の内訳なので、これをもって失格の判断とはせず、金額の目安として提出してもらっています。今後、極端に相違がある場合や疑義がある場合に確認していければと考えています。</p> <p>◆工事に比べ、業務委託は差が出にくい状況にあります。ただ、業務委託でも、特殊な案件については辞退が増える傾向にありますが、一般的な業務に関しては、辞退が少ない傾向にあります。</p>
<p>審議7 &lt;一般競争入札&gt; 新浜ポンプ場ストックマネジメント改築詳細設計業務  <span style="float: right;">（河川水路課）</span></p>	
<p>◇内訳明細書を見ると、落札した業者の入札額は予定価格と同じですが、その他の業者はかなり低い金額で入札しています。落札した業者が極めて金額が高く見えてしまうのですが。</p> <p>◇最低制限価格はどう計算されていますか。</p>	<p>◆現在の入札制度の大きい欠点ともいえます。そもそも、この工事は特殊な実績を求めており、市内業者では施工できないため、市外業者で一般競争入札の公告を出したものです。市外業者のコンサルタント業務によくあるのが、県外の大手コンサルタント業者は、安く出来る自信があるので安い金額で入札してくる場合があります。また逆に、あまり落札する気のない業者が辞退をすると、次の工事に呼んでくれない恐れがあると考え、予定価格と同じ額で入札してくる傾向があります。ただ、徳島市の変動制の最低制限価格では低すぎると失格となるため、結果的に低いところが失格となり、予定価格満額で入札した業者が落札する場合があります。徳島市では「辞退しても何らペナルティは無い」と情報発信していますが、結果的にこの工事は、予定価格満額で入札となりました。</p> <p>◆最低制限価格の計算式は、  土木工事は（平均入札額＋予定価格（税抜き）×</p>

<p>◇計算式の掛け率には何か意味があるのですか。</p>	<p>2) ÷ 3 × 0.88          建築工事は(平均入札額+予定価格(税抜き)) × 2) ÷ 3 × 0.90          業務委託は(平均入札額+予定価格(税抜き)) × 2) ÷ 3 × 0.82          と定めています。</p> <p>◆徳島市ではこのくらいの掛け率がミニマムであると判断し、この数値を設定していますが、この数字はかなり低い数値となっています。</p>
-------------------------------	--

審議8 <一般競争入札> 中央浄化センターストックマネジメント改築詳細設計業務 (上下水道局)

<p>◇内訳明細書の「一般管理費等」の項目で、落札した業者は他の業者に比べ、倍以上の金額になっていますが、最終的に、総額では予定価格と同じ金額となっています。どこかで調整したとしか思えません。結果、高い金額で入札した業者が落札し、最低制限価格未満で入札した業者が失格になるのは、疑念を持たれる方式ではないのですか。</p>	<p>◆審議7の案件と同様、変動制の最低制限価格制度の欠点ともいえます。他の自治体では、最低制限価格を事前公表している自治体もありますが、その場合、下の金額に集まってしまう弊害もあり、制度上致し方なく、より良い方式を試行錯誤しています。</p>
<p>◇最低制限価格を設ける理由は「工事の品質を下げないためにある」とあります。機械的に一線を引くのはいかがなものかと思ってしまうのですが。</p>	<p>◆業務であれば、人件費を削れば削るほど安く入札できますが、最低制限価格制度は、それを防ぐためのものでもあります。結果的に安い業者が失格となることについては、今後、他県・他市の入札制度を参考にしながら、検証・改善をしていきたいと考えています。</p>
<p>◇入札金額について、落札業者以外の数者は金額がよく似ているのに、落札業者だけが高いというのは、一般的に言えば、低い金額のほうが適正な価格ではないかと思ってしまう。予定価格の積み方(積算)が間違っているのではないのですか。</p>	<p>◆積算基準に沿って計算しておりますので、適正であると考えます。</p>
<p>◇内訳明細書について、かなり大雑把になっている印象を受けます。可能な限り、細かくするのが良いのではないのですか。          自社で行うのか、外注とするのか、の分け方をすることも違うのではないのですか。</p>	<p>◆細かすぎると記入する側の手間にもなり、業務や工事ごとに項目が異なることもあり、現在は入札価格の参考として取り扱っています。今後、国からの方針・指導で内訳明細書の取り扱いが変わることがあれば、項目等について工夫していければと思います。</p>
<p>◇予定価格の値下げは、するものなのですか。</p>	<p>◆値下げはしません。積み上げた金額や見積りの結果となります。</p>
<p>◇最低制限価格制度が限界にきていると感じます。品質保持や労働環境維持等を考えつつ、土木工事は50年、100年と後世に残していくものなので、変動制の最低制限価格で決まってしまうのは違和感を感じます。将来的に見直しが</p>	<p>◆現在の入札制度が有効に機能しているところもあるので、ご意見をいただきながら、検証・改善していければと考えています。</p>

<p>必要なのでは、と思います。</p>	
<p>審議9 &lt;指名競争入札&gt; 北沖洲四丁目污水管渠築造工事（5工区） （上下水道局）</p>	
<p>◇落札した業者の内訳明細書の「直接工事費計」は515万円ですが、その工事を下請に委託し、更にその下請けが再委託していますが、間違いはないですか。再下請けした業者は300万円で請け負っていますが、「直接工事」は300万円でできた工事ではないのですか。</p> <p>◇この事案ではありませんが、契約保証金の免除は、どういった場合に適用されるのですか。</p>	<p>◆結果として、そのような金額になっていますが、自社ではできない部分を下請けにお願いしている部分もあると思われます。</p> <p>◆契約保証金には現金や前払保証会社の保証などによる方法があるが、公共工事履行保証保険、いわゆる履行ボンドについては契約保証金の欄には「免除」と記載されます。これは、現金ではなく、別の形で保証されているという意味合いで「免除」と契約書に記載されるものです。</p>
<p>審議10 &lt;一般競争入札&gt; 徳島市津田本町一丁目から二丁目配水管布設替工事 （上下水道局）</p>	
<p>◇市外企業選定理由書について、理由内容によっては認めない場合もあるのですか。</p> <p>◇市外企業選定理由書を手続き上、提出しておけば認められると、軽視されていないですか。</p> <p>◇この案件とは関係ありませんが、徳島市で最も大きい水道管の径はどのくらいあるのですか。</p> <p>◇その管が破損した場合、どのくらいで復旧できるのですか。</p>	<p>◆これをもって認める、認めないという判断にはしていません。</p> <p>◆基本的には市内業者に優先発注しているが、厳しく制限すると公正な競争を阻害するため、なぜ、市内ではなく市外業者を選定したのか、その理由を把握するために提出を求めています。</p> <p>◆最も大きい径は1メートルで、第十堰から国府を通り、文化の森の東側にある配水池までつながっている送水管です。</p> <p>◆破損具合にもよるが、数年前に破損したときは、復旧に2日かかりました。</p>
<p>指名停止の運用状況について</p>	
<p>◇指名停止理由で、「逮捕されたため」となっていますが、他の事業所では「略式起訴されたため」との記載もあります。逮捕の段階で指名停止になるのですか。</p> <p>◇逮捕後、不起訴となった場合、どうなるのですか。</p>	<p>◆徳島市建設業者指名停止等措置要綱の、「逮捕または公訴を知った日から」との規定に基づき、指名停止に至りました。</p> <p>◆逮捕を知って指名停止したのち、不当な逮捕であったり、不起訴となったりした場合には、停止期間が短縮される可能性もあります。 なお、この指名停止措置は、相手方に対する「罰」という考え方ではなく、発注する側の「自主規制」</p>

<p>◇逮捕情報は、どのように知るのですか。 略式命令などにより、全く報道されない場合等は、どうなるのですか。</p> <p>◇略式命令を受け刑が確定した日から指名停止に至るまでに日数の差があるのは、情報把握の差ですか。</p> <p>◇談合について、刑事事件となって初めて市は把握するものですか。</p> <p>◇土木政策課に談合があったという通報はないのですか。</p> <p>◇市長部局で指名停止されている業者の一部で、水道局では指名停止されていない業者がありますが、なぜですか。</p>	<p>に近いものと考えていただければと思います。 実際の運用としては、徳島市に限った指名定停止以外は、徳島県の指名停止措置に基づいて指名停止を行っています。</p> <p>◆徳島県や報道を通じて把握しています。把握できたものだけというのが現状です。</p> <p>◆はい。さまざまな機関を経由し、実際に確認できた日に指名停止をしたため、タイムラグが生じています。</p> <p>◆はい。報道を受けて把握することとなります。</p> <p>◆ここ数年はありませんが、過去に談合の通報があった際は、徳島市公正入札調査委員会を開催し、談合情報対応マニュアルに沿って発注の中止等を行い、状況に応じて公正取引委員会や県警等に通報するなどの対応をとっています。</p> <p>◆以前までは市長部局と水道局で名簿が別々にあり、水道局には載っていない業者であるため差異がでていました。ただし、現在は、名簿は同じになっているため、次回から、差異は無くなります。</p>
<p>その他意見</p>	
<p>◇入札・契約制度について、今後、改革（改正・改善など）の考えはありますか。</p> <p>◇特別な入札方法を採用している市町村はありますか。</p> <p>◇工事検査の体制はどうなっていますか。</p>	<p>◆当入札監視委員会でのご意見を踏まえ、他自治体の状況を参考しながら、メリット、デメリットを考え検討していきたいと考えています。</p> <p>◆入札方法は地域の実情に応じて、運用も違ってきます。今後、他自治体の状況を踏まえながら、より良い入札方法があれば、参考としていきたいと考えています。</p> <p>◆工事検査監という組織を土木部におき、土木、建築、専門工事それぞれ担当者がおり、工事の検査を行っております。</p>

以上